

1 農業に従事されている方は広く加入できます

60歳未満※の国民年金第1号被保険者（保険料の免除者を除く）であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。また、途中脱退・再加入も可能です。

※国民年金の任意加入者は65歳まで。



2 保険料は自分で選べ、いつでも見直せます

保険料は月額2万円※から6万7千円までの間で自由に決められます（千円単位）。経営の状況によっていつでも保険料の見直しができます。

※35歳未満で一定の条件を満たす方は1万円から。



3 税制面で大きな優遇措置があります

支払った保険料は、家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税（支払った保険料の15～30%程度）できます。また、農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益は非課税となり、将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。



info

11

農業者年金

しっかり積み立てて、安心で豊かな老後を!!

少子高齢時代に強い積立方式（確定拠出型）の終身年金で、80歳までの保証付きです。

また、一定の条件を満たす方には、保険料の国庫補助があり大変有利な制度です。

農業に従事されている方は加入をご検討ください。

※農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金（月額400円）への加入も必要になります。

※詳細は、農業者年金基金のホームページ（<http://www.nounen.go.jp>）をご覧ください。

農業者年金基金のホームページ▶



- 加入方法 農業協同組合窓口での手続き
- 相談先 農業委員会事務局、農業協同組合、各地区の農業委員・農地利用最適化推進委員

問 農業委員会事務局（☎73-2138）

info

12

農地の違反転用は絶対に止めましょう!



農地を農地以外（住宅・資材置場・駐車場など）の用途に転用するときは、農地法の許可を受けなければなりません。また、許可後において転用目的などを変更する場合には、事業計画の変更手続きを行う必要があります。これらの手続きをせずに、無断で農地を転用した場合や、転用許可後に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反となり、工事の中止や原状回復などの命令がなされるほか、懲役や罰金の適用がされることがあります。農地の転用についてご不明な場合は、事前にご相談ください。

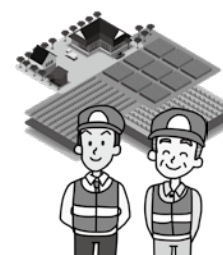
冬期間の農地転用申請について

通年で農地転用申請を受け付けていますが、冬期間であっても現地確認は必須となりますので、積雪の状況によっては、農地の状況が確認できるように除雪を求める場合や、許可までにお時間をいただくことがあります。

農地パトロールを実施します

食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進のため、遊休農地の実態把握および発生防止や解消、農地の違反転用発生防止対策などを目的とした農地パトロール（利用状況調査）を実施します。

8月・9月に各地区の農業委員、農地利用最適化推進委員、市職員が市内全ての田畑などの農地を見回りますので、ご理解ご協力をお願いします。



問 農業委員会事務局（☎73-2138）